

議会の議決に付すべき契約及び財産
の取得又は処分に関する条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 3 2 号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の
一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9
年野田市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「2, 0 0 0 万円」を「3, 0 0 0 万円（単価について契約の予定
価格を定める場合にあっては、当該契約期間中の予定総額 4, 0 0 0 万円）」
に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。